

下肢末梢動脈疾患指導管理料についてのお知らせ

当院では、人工透析治療を受けている患者さまの足病変（足の潰瘍や壊死など）を予防し、早期に治療を行うため、厚生労働省の定める基準に基づき「下肢末梢動脈疾患指導管理料」を算定しております。

患者さまの大切な「足」の健康を守るため、以下のような取り組みを行っております。

1. 計画的なフットケアと評価

・定期的な足の観察

医師または看護師が、月に1回以上、患者さまの足の血流状態（血管の拍動など）や皮膚の状態（傷、乾燥、水虫など）を直接確認します。

・日常生活における指導

ご自宅でできる正しい足の洗い方、爪の切り方、保湿ケア、適切な靴の選び方などについて具体的にアドバイスいたします。

2. 専門医療機関との緊密な連携

万が一、下肢の血流低下や専門的な治療が必要な足病変が見つかった場合には、速やかに当院の循環器内科、整形外科、皮膚科、形成外科や以下の専門医療機関と連携し、適切な精密検査や治療を受けられる体制を整えております。

【主な連携先医療機関】

愛媛県立中央病院（心臓血管外科）

※必要に応じて、患者さまとご相談のうえ、最適な医療機関をご紹介します。

松山市民病院